

排出量取引をめぐる諸問題について

近年、わが国においても地球温暖化対策の一つとして、温室効果ガス排出量取引（以下、排出量取引）に注目が集まっている。わが国における排出量取引の国内統合市場実現のための取組みは、2008 年 7 月の「低炭素社会づくり行動計画」の策定を受け、同年 10 月から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」が行われている。その後、2010 年 10 月に「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定され、排出量取引制度の創設や地球温暖化対策のための税の検討等を行うことが定められた。

また、東京都は地域による温室効果ガスの排出削減を「東京都環境確保条例」で義務付け、2010 年 4 月から大規模事業所を対象に温室効果ガス排出総量削減義務や、排出量取引制度を開始したほか、埼玉県でも同様の条例が制定された。このほか、東京証券取引所グループと東京工業品取引所が 2010 年 4 月に排出量取引所設立準備会社を設立するなど、国や自治体、民間など様々なレベルで、排出量取引の実施に向けた取組みが行われている。

海外では EU が 2005 年から EU 域内排出量取引制度を導入しているほか、アメリカでは州レベルの排出量取引制度を 2009 年より開始するなど、様々なレベルで排出量取引制度に取り組んでいる。また現在、カナダ、オーストラリア、韓国、中国など各国でもその導入が検討されている。

しかし、排出量取引制度を国や自治体が導入しても、地球温暖化防止に繋がるとは限らない。例えば、排出枠に余裕がありすぎると、排出枠の販売による利益だけを手にして、温室効果ガス削減に繋がらない可能性がある。実際、EU で適切に排出枠を設定できなかったため、余剰排出権が多く発生し、市場が暴落してしまった例もある。また、シカゴ気候変動取引所は、排出権取引制度の法制化を目指した気候変動対策法案成立の見通しが立たなくなったため、2011 年 1 月末に排出権の市場取引を終了した。この他、先進国（企業）では削減に高いコストがかかるが、新興国（企業）では、現在先進国が使っている技術を導入することにより、小さなコストで大きな排出枠を確保できるといった問題もある。

そこで、日本における昨今の排出量取引導入の動きや、海外での排出量取引制度の状況などを踏まえながら、地球温暖化対策の一つとして、排出量取引をどのように位置付けるかといった問題について議論していただきたい。また、どのような形で排出量取引を導入するか、導入した場合の社会への影響やその解決策、排出量取引の将来への展望等について議論していただきたい。

主な論点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> • 日本の環境対策の中での排出量取引の位置付け（環境税等とのポリシーミックスの観点） • 排出枠の設定方法や国際リンクの有無 • 排出権取引市場への政府の介入の是非 • 排出量取引が環境や産業、企業に与える影響 • 排出量取引を証券及び銀行業界のビジネスチャンスとするにはどうすれば良いか • 排出量取引を導入した場合の諸問題の解決策 • 排出量取引の将来の展望 	<ul style="list-style-type: none"> • 排出量取引制度の仕組み • 各国の排出量取引の現状及び成果 • 排出量取引に対する各国の姿勢（導入の検討状況等） • 環境保全と経済の利害関係